

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が土曜日は、  
翌日の翌日)

## 目次

### ◇ 告 示

- 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退
- 国土調査の成果の認証
- 土地改良区の役員の退任
- 地域森林計画の決定
- 地域森林計画の変更
- 林業種苗法による生産事業者の登録
- 開発行為に関する工事の完了

## 告 示

### 鳥取県告示第七十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関

の指定の辞退の申出があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予告期間終了の年月日
永見 医院	境港市竹内町三一〇二	昭和五十九年三月三日

### 鳥取県告示第七十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた地域	認証年月日
気高町	昭和五十年 度及び昭和 五十一年度	気高町（大字日光の 一部）の地籍図及び地籍 簿	気高町大字日光 の一部	昭和五十九 年二月二十 四日

大栄町 昭和五十七 年度及び昭 和五十八年	大栄町(大字由良宿及 び大字妻波の各一部) の地籍図及び地籍簿	大栄町大字由良 宿及び大字妻波 の各一部	昭和五十九 年二月二十 四日
--------------------------------	---------------------------------------	----------------------------	----------------------

鳥取県告示第百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 増 田 高 徳 倉吉市丸山町四七七一

昭和五十九年二月十日退任

鳥取県告示第百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定に基づき、倉吉森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

1 倉吉地域森林計画書

2 倉吉地域森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年三月二日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び鳥取県倉吉地方農林振興局

四 意見の申立て

この地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

1 鳥取森林計画区、八頭森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書

2 八頭森林計画区、地域森林計画において対象とする森林区域の変更に係る森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年三月二日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第百八十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二百四十四	寺谷 映子	八頭郡智頭町大字野原七六一二	穂の採取並びに幼苗及び幼樹以外の苗木の育成	寺谷改夫苗畑	八頭郡智頭町大字芦津
二百四十五	三ツ国 実	鳥取市矢矯一七九	"	三ツ国苗畑	鳥取市矢矯

鳥取県告示第百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十一月二十二日 鳥取県指令受都計第百六十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市三津字東澤二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町西三丁目三五七  
越川佐武郎